

法定相続分と遺留分

息子の A さん

相続って、いったい誰がどのくらいの財産を受け継ぐものなんでしょうか？

例えば私の場合、父が亡くなったら母と一人息子である自分が相続人となる。ということですか。

どのようにして母と財産を分け合えば良いですか？



つまりうちの場合、母と自分で半分ずつ財産を分け合えば良いということですね。

でも実際は、遺言などで特定の者に多くの財産が行ってしまったりしませんか？

相談役の O 氏

まず「誰が」という点ですが、民法では相続を受けられる「法定相続人」が定められています。被相続人の配偶者は常に法定相続人となります。その他の血族は、**第一順位**に「子(およびその代襲者)」が法定相続人となります。第一順位となる者が誰もいない場合、**第二順位**である「直系尊属(父母や祖父母など)」、第一順位も第二順位も存在しない場合は**第三順位**である「兄弟姉妹(およびその子)」が法定相続人となります。

相続には「法定相続分」というものがあります。誰が法定相続人となるかで、以下のように変わっていきます。

- ① 法定相続人が「配偶者」と「子」である場合
配偶者:1/2 子:1/2(子が複数人いる場合は全員に等分)
- ② 法定相続人が「配偶者」と「直系尊属」である場合
配偶者:2/3 直系尊属:1/3(直系尊属が複数人いる場合は全員に等分)
- ③ 法定相続人が「配偶者」と「兄弟姉妹」である場合
配偶者:3/4 兄弟姉妹:1/4(兄弟姉妹が複数人いる場合は全員に等分)

法定相続人が遺言などにより法定相続分に定められた十分な財産を取得できなくなるのを避けるために、自由に処分できない財産の範囲を定めた「遺留分」という制度があります。相続人の分類により、被相続人の財産の総額のうちいくらが遺留分となるか定められ、それに法定相続分を乗じたものが各人の遺留分となります。

相続人の分類	法定相続分	総体的遺留分	各遺留分
配偶者と子等	配偶者:1/2、子:1/2	1/2	配偶者:1/4、子:1/4
配偶者と直系尊属	配偶者:2/3、直系尊属:1/3	1/2	配偶者:1/3、直系尊属:1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者:3/4、兄弟姉妹:1/4	1/2	配偶者:1/2、兄弟姉妹:無し
直系尊属のみ	-	1/3	1/3
兄弟姉妹のみ	-	無し	無し

遺留分が侵害された場合(たとえば配偶者と子が相続人で、遺言による分割等によりそれぞれの取得分が 1/4 に満たないなど)、**遺留分減殺請求**により遺留分に属する相続財産を取り戻すことができます。